

荷主企業奨励金 ～コンテナ貨物～



1 事業の概要

日本海側「総合的拠点港」伏木富山港の利用促進を図り、拠点化を推進するため、国内他港から伏木富山港へコンテナ貨物をシフトしていただいた場合や新たに伏木富山港においてコンテナ貨物の取扱いを始めていただいた荷主企業の皆様に対し、「荷主企業奨励金」を交付します。

2 奨励金の内容

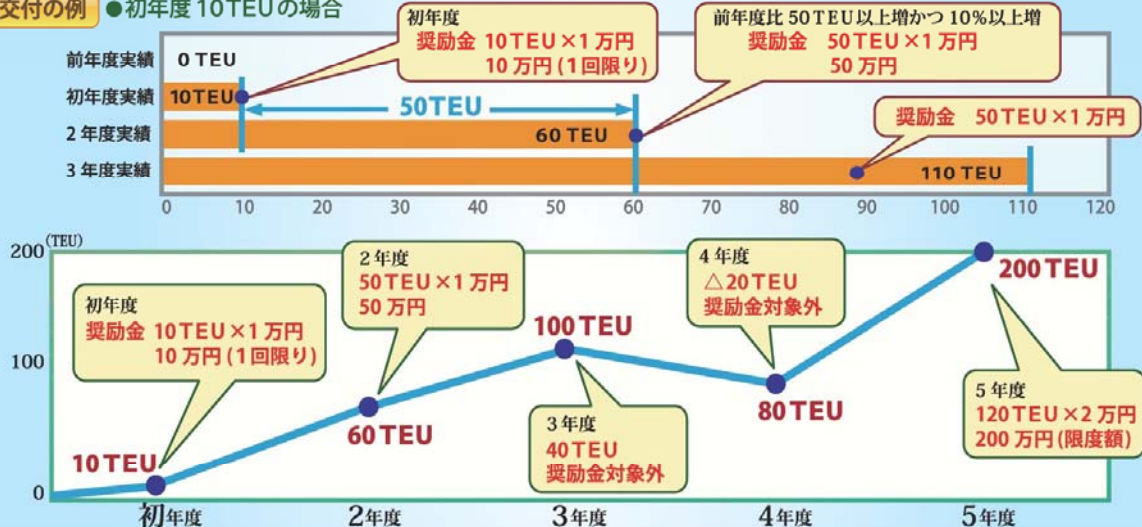
※平成 28 年度まで毎年度募集を行います。

新たなバースカーゴの集荷・創貨に取り組む **全国トップクラスの手厚い内容に!**

対 象		要 件	交 付 額	限 度 額
荷主企業	※シフト貨物 新規貨物	当年度中に伏木富山港を利用するコンテナ貨物量 (輸出入の合計)が 10TEU～49TEU	1TEU あたり 1 万円	200 万円
		50TEU～99TEU	1TEU あたり 1.5 万円	
		100TEU 以上	1TEU あたり 2 万円	
	2～5 年度	50TEU 以上増加かつ 10%以上増加	前年度実績からの 増差分 1 万円 /TEU	100 万円
100TEU 以上増加かつ 20%以上増加		前年度実績からの 増差分 2 万円 /TEU	200 万円	
商社・物流業者等		取引先荷主企業(2社以上)から、100TEU以上集荷 かつ前年度比 50TEU以上増加	前年度実績からの 増差分 2 万円 /TEU	200 万円
新規立地・増設企業の特例		企業立地助成金、物流業務施設立地助成金の交付 決定を受けた企業又は企業立地促進法による企業 立地計画の承認を受けた企業で、10TEU以上の利用	1TEU あたり 1 万円 ※3年間	100 万円

※シフト貨物：輸出又は輸入しているコンテナ貨物を取扱う事業者が発着地を国内諸港湾から伏木富山港に転換させ、伏木富山港の国際定期コンテナ航路を利用し、国外諸港湾との間で輸出又は輸入するコンテナ貨物
 新規貨物：輸出又は輸入しているコンテナ貨物を取扱う事業者が新規に伏木富山港の国際定期コンテナ航路を利用し、国外諸港湾との間で輸出又は輸入するコンテナ貨物

交付の例 ●初年度 10TEUの場合



3 必要書類

- 奨励企業指定申請書
- 登記事項証明書

【初年度】

- シフト貨物、新規貨物の条件を満たすことが確認できる書類

【2年目以降】

- 前年度の利用実績を証明する書類（船荷証券または実質上の荷主であることを証する書類の写し）
- 前年度の利用実績の内訳が確認できる書類（上記証明書類を一覧表にまとめたもの）
- 初年度に受けた交付決定通知書および交付額確定通知の写し

4 応募フロー

※奨励金交付までの手続きは(1)～(3)までの3段階に分かれます。

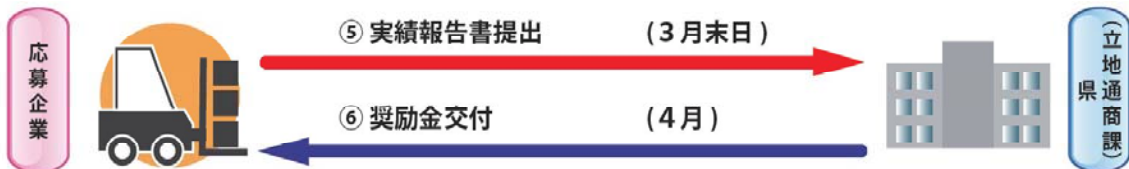
(1) 奨励企業として指定を受けるために必要な手続き



(2) 奨励金の交付決定を受けるために必要な手続き



(3) 奨励金を受領するために必要な手続き



※利用実績については、原則として、船荷証券に企業名が荷送人または荷受人として記載されているかどうかによって確認します。商社との契約書等により、実質上の荷主であることが確認できれば、利用実績に合算できます。

※年度内の伏木富山港の利用を完了したのち、実績報告書を提出いただき、その後、奨励金を交付させていただくこととなります。

5 県内の海運貨物取扱業（港湾運送業者）

- | | | |
|----------------------|--------------------|--------------------|
| ・ 伏木海陸運送(株) | TEL : 0766-45-1111 | FAX : 0766-45-1186 |
| ・ 日本通運(株) 富山新港国際輸送支店 | TEL : 0766-82-8740 | FAX : 0766-84-3410 |
| ・ 富山港湾運送(株) | TEL : 076-437-9231 | FAX : 076-437-9115 |
| ・ 南星海運ジャパン(株) 富山出張所 | TEL : 0766-45-0006 | FAX : 0766-45-0007 |

応募・問い合わせ先

富山県商工労働部
立地通商課物流通商班

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
TEL : 076-444-3400 FAX : 076-444-8753
URL http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1307/index.html

補足 :

新潟からのT/S貨物につきましても、荷主奨励金の対象となります。(富山県に確認済)
案件としては新規荷主若しくは前年より増加分が対象となります。
宜しくおねがいたします。